追って住道村表北側堤も村所は城連寺村

領に候得共右堤は住道村城連寺村立合い

杭打ち常々も右両村として諸事心

掛け相勤べく候、以上

　今度仰せ付けられ候新川筋両側

　堤并に狭山西除川切り違え両川堤・

　大乗川切り違え両側堤・十三間川

　拙(掘り)足し堤の儀、跡先の村々庄屋年寄

　立会い村境を極、境目に杭を打ち

　是より何れの方へ何百何十間

　何村領と書き付け置き大雨洪水等

　の節は昼夜に限らず川表へ罷り出で

　堤痛み候所もこれ無く哉と心を付け

　見廻り、若し少々成り共痛み候所、又は

　水当り強く危き場所も候わば、早速

　人足を出し堤損ぜず様に囲い申すべく候、

　勿論此の段は常々土俵・竹木等

　の儀も心掛け急成る節、間かけ

　申さず様仕るべく候、尤も少々成り共堤

　痛み相見え候わば、我等共方へも

　早々仰せ遂げ申し越すべく候、若し沙汰無く

　成る儀これ有り候わば、急度越度

　仰せ付けらるべく候間其意を得べく候、右

　の通り村々領切り相改め杭打ち候わば

　其の村々の間数帳面に記し差し出すべく候、

　新川筋一帳・西除川筋一帳・

　大乗川筋一帳・十三間川筋一帳

　此の通り村々申し合わせ帳面相認むべく候、

　此の書き付け披見の上、村下に庄屋

　印形致し、順々相廻し留り村より

　我等共方へ相返すべく候、以上

　申十月二十九日　長谷川六兵衛

　　　　　　　　　万年長十郎

　十一月六日九つ拝見申し候